

○大野市水に関する学習研究施設設置条例

令和元年12月19日

条例第31号

(設置)

第1条 水に関する学習研究の場として活用し地域の活性化を図るため、大野市水に関する学習研究施設（以下「学習研究施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学習研究施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 越前おおの水のがっこう
- (2) 位置 大野市明倫町3番42号

(施設の種類)

第3条 学習研究施設の施設（以下「施設」という。）の種類は、別表のとおりとする。

(事業)

第4条 学習研究施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 水の学習に関する事業
- (2) 水の研究に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、水を通じた地域の活性化に関する事業

(職員)

第5条 学習研究施設に館長その他必要な職員を置く。

(利用の許可)

第6条 学習研究施設の学習スペース若しくは駐車場を占用して利用するもの又は研究室を利用するものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

- (3) 政治又は宗教活動を目的とした演説会、講習会又は集会と認められるとき。
- (4) 営利を目的とした事業、商業宣伝広告その他商業活動と認められるとき。
- (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき、又は市長が適当でないとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第9条 利用者は、施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用に係る許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。前条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、

その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年3月22日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	施設内容
学習スペース（1階）	和室（8畳） 和室（10畳）
研究室（2階）	洋室（8畳） 和室（8畳）
駐車場	